

区域計画の認定について

平成 27 年 6 月 29 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 福岡市 区域会議【6月16日申請】

「病床規制に係る医療法の特例」

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群(TTTS)における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術(FLP)による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床6床を整備する。

2. 新潟市 区域会議【6月16日申請】

(1) 「農業生産法人に係る農地法等の特例」

(株)新潟クボタ、(株)WPPC、(株)セブンファーム新潟、(株)ars-dining及び(株)アイエスエフネットライフ新潟が、新潟市内の農業者等と連携し、農作業に従事する役員が1名以上の新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、新潟市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産、加工を行う。

(2) 「雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置」

雇用条件の明確化等を通じ農業ベンチャー等を支援するため、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

3. 沖縄県 区域会議【6月16日申請】

「エリアマネジメントに係る道路法の特例」

旭橋都市再開発(株)及び那覇市国際通り商店街振興組合連合会が、道路法の特例を活用し、各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

4. 東京圏 区域会議【6月16日申請】

(1)「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」

増大する外国人患者のニーズに応えるため、二国間協定の締結又は変更により、以下の医療機関において、次のとおり外国医師を新たに受入れ、診療を実施する。

- 慶應義塾大学病院: イギリス人1名
- 学校法人順天堂大学医学部附属順天堂医院: アメリカ人1名及びフランス人1名
- 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス: アメリカ人2名

(2)「都市計画の決定等に係る都市計画法の特例」

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の地区における施設等の整備に際し、都市計画決定等のワンストップ処理を可能とする。

- 大手町一丁目地区: 三井物産株式会社及び三井不動産株式会社
- 東京メトロ日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間: 独立行政法人都市再生機構
- 虎ノ門一丁目地区: 森ビル株式会社及び野村不動産株式会社

(3)「エリアマネジメントに係る道路法の特例」

一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会、一般社団法人大崎エリアマネジメント等及びさかさ川通りーおいしい道計画ーが、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

区域計画の変更内容（福岡市）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院（福岡市）において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群(TTTS)における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床6床を整備する。

【平成27年度中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

区域計画の変更内容（新潟市）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

以下に掲げる法人が、新潟市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、新潟市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

- ③ 株式会社新潟クボタ（新潟市中央区）
- ④ 株式会社W P P C（新潟市秋葉区）
- ⑤ 株式会社セブンファーム新潟（新潟市江南区）
- ⑥ 株式会社 a r s - d i n i n g（新潟市東区）（特例農業法人に移行）
- ⑦ 株式会社アイエスエフネットライフ新潟（新潟市中央区）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ農業ベンチャー等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【10月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：NEXT21 12階

新潟市産業振興財団ビジネス支援センター隣

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「新潟市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相談センター運営協議会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・事務責任者（1 名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ農業分野も含めた労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・相談員による個別訪問指導
- ・セミナーの開催 等

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

新潟市が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策及び新潟市産業振興財団との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

区域計画（沖縄県）

1 国家戦略特別区域の名称

「沖縄県 国際観光イノベーション特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下のi)・ii)及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

i) 旭橋都市再開発株式会社

・モノレール旭橋駅周辺地区内の国道330号及び那覇市道泉崎牧志線

ii) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会

・国際通り沿線（県道39号）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備や地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興が促され、沖縄県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

区域計画の変更内容（東京圏）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ③ 三井物産株式会社及び三井不動産株式会社が、大手町一丁目地区において、ビジネス交流、MICE機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙5のとおり変更する。【平成28年7月に着工予定】

・東京都市計画都市再生特別地区（大手町一丁目2地区）

別紙5 ※別紙省略

- ④ 独立行政法人都市再生機構が、東京メトロ日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間において、国際的なビジネス・交流拠点形成を支える都市基盤として新駅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙6のとおり変更する。【平成28年に着工予定】

・東京都市計画都市高速鉄道第2号線 別紙6 ※別紙省略

- ⑤ 森ビル株式会社及び野村不動産株式会社が、虎ノ門一丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の整備に併せ、バスターミナル、歩行者ネットワーク、国際的なビジネス・交流施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙7～10のとおり決定又は変更する。【平成29年2月に着工予定】

・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目3・17地区）
別紙7

・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙8

・東京都市計画虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業
別紙9

・東京都市計画虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業
別紙10

※別紙省略

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第 5 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる)

- ② 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
・東京都道新宿副都心四号線・十二号線 (別添 2)
 - ③ 一般社団法人大崎エリアマネジメント等
・大崎駅東西自由通路・夢さん橋 (別添 3)
 - ④ さかさ川通りーおいしい道計画ー
・蒲田駅周辺街路 (別添 4)
- ※別添省略

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において外国医師を新たに受入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施する。【平成 27 年 12 月から実施】

- ① 慶應義塾大学病院 (東京都新宿区)：イギリス人 1 名
- ② 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院 (東京都文京区)：アメリカ人 1 名、フランス人 1 名
- ③ 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院(東京都中央区)及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス(東京都千代田区)：アメリカ人 2 名